

(写)

小監発第2014号

令和5年3月16日

監査請求人

小金井市監査委員	重永邦敏
同	部谷真起子
同	小林正樹

小金井市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和5年1月19日付けで提出された小金井市職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

#### 第1 監査請求の受理

監査請求は、令和5年1月19日付けで提出され、要件審査の結果、所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することと決定した。

#### 第2 監査の実施

監査に当たっては、関係書類の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査請求人（以下「請求人」という。）から事情を聴取した。

- 1 請求人に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和5年2月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。同日、請求人のうち4名が出席し、請求の趣旨を補充する陳述を行った。

### 第3 請求の趣旨

西岡真一郎前小金井市長（以下「前市長」という。）は、令和4年9月1日、小金井市立保育園5園のうち2園を段階的に縮小した後に廃園にする内容の条例案（以下「本件改正条例案」という。）を小金井市議会（以下「市議会」という。）に提案したが、市議会の議決を得ることができなかつたため、同月29日、専決処分を行って、本件改正条例案に基づく条例を制定した。

前市長は、上記専決処分は地自法第179条第1項の「議会において議決すべき事件を議決しないとき」にあたるとしてその適法性を主張するが、上記専決処分は明らかに「議会において議決すべき事件を議決しないとき」にはあたらず、同法第179条第1項の要件を欠いた違法なものである。

従って、違法な上記専決処分の事務執行に要した経費3,755円の支出は違法な公金の支出であり、損害賠償を求めるものである。

### 第4 判断

#### 1 主文

請求人の請求を棄却する。

#### 2 理由

(1) 本件監査請求に関する前提事実につき、次のとおり認定した。

ア 前市長は、令和4年9月1日、小金井市立保育園5園のうち2園を段階的に縮小した後に廃園する内容の本件改正条例案を市議会に提案した。

イ 本件改正条例案は、同月2日の本会議に議題とされ、その後厚生文教委員会による審議に付託され、同月27日、同委員会は同議案を継続審査とすることを決定した。継続審査を決定したことは同月28日の本会議において報告された。

ウ 前市長は、同月29日、本件改正条例案に基づき小金井市立保育園条例の一部を改正する条例を専決処分した（以下「本件専決処分」という。）。

エ さらに、同日、前市長は「専第3号 専決処分の報告及び承認について（小金井市立保育園条例の一部を改正する条例）」の議案（以下「専決処分報告・承認議案」という。）を市議会に提出し、同議案は10月7日の本会議において議題とされた。

オ 専決処分報告・承認議案の本会議への提出にあたり、総務課及び保育課は、

議案書や資料等の作成といった事務経費として幾らかの金員を支出した（但し、正確な金額については認定しない）。

また、全員協議会への資料提出にあたっては、保育課は資料作成のための事務経費として幾らかの金員を支出した（同じく、正確な金額については認定しない）。

(2) 以上の事実認定を踏まえ、以下のとおり判断した。

ア 請求の対象となる財務会計行為

請求人は、本件住民監査請求の対象となる財務会計行為を、「小金井市立保育園 2 園の廃園に係る専決処分に要した経費 3, 7 5 5 円」としている。

上記経費 3, 7 5 5 円は、小金井市職員措置請求書別紙の明細によれば、専決処分報告・承認議案を本会議へ提出するための議案書や資料等の作成にかかった経費と全員協議会に提出するための資料の作成にかかった経費の合計である。

イ 本件請求対象たる財務会計行為の違法性・不当性

本件請求対象の違法性・不当性を判断するに、本件専決処分報告・承認議案提出のための経費は、地自法第 1 7 9 条第 3 項により定められた、市長による専決処分がなされた場合に「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とする手続きを執行するために議案書等を印刷するのに要した経費であり、通常市長が市議会に議案提出する際の事務手順に則り、作成・支出されたものである。

また、全員協議会のための経費も、通常全員協議会に資料提出する際の事務手順に則り、作成・支出されたものである。

とすると、本件請求対象たる事務経費は、地自法第 1 7 9 条第 3 項及び市長の議案提出がなされた場合の通常の手続きに則った適法・適正な支出と言うべきであり、それ自体が違法、不当ということとはできない。

ウ 専決処分の違法性

なお、請求人は、本件請求対象に先行する専決処分の違法性を主張して、専決処分が違法だから専決処分に付随・後続するところの本件事務執行費の支出もまた違法と主張するようである。

しかしながら、住民監査請求の対象となる行為は、地自法第 2 4 2 条第 1 項において、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の

締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実といった「財務会計上の行為」に限定されている。また、その財務会計上の行為は、市の財政に損害を及ぼすものでなければならない。

このように請求対象が限定されているのは、住民監査請求の趣旨が、普通地方公共団体の「財政上の」腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することにあるためである。

然るに、本件専決処分は、市立保育園のうち一部を段階的に縮小した後廃園することを内容とする条例の制定であるから、それ自体を以て直ちに「財務会計上の行為」と言うことはできない。また、本件専決処分が直ちに市の財政に損害をもたらすわけでもない（少なくとも、請求人からそのような主張はなされていない）。

とすると、本件専決処分自体を監査請求の対象にすることはできないのであり、専決処分の違法・不当を理由にそれに付随・後続する事務執行費を違法と判断することもできない。

本件請求のように、事務執行経費の支出をその本体行為・先行行為の違法・不当を理由に監査請求の対象にできるとすれば、ほとんどの行為が住民監査請求の対象となりうることになり、妥当でないことは明らかである。

また、実際に事務経費を支出した職員が損害賠償の責を負わされることが妥当でないのも言うまでもない。

## エ 結論

以上より、本件請求対象行為を違法、不当と判断することはできず、本件請求は理由がないので棄却する。